

## 障害児通所事業所関係

【報酬改定について】

### 1 主な改正内容

#### (1) 基本報酬

○支援の提供時間（計画で定めた時間）に応じた3区分

- ① 30分～1時間 30分以内
- ② 1時間 30分超～3時間以内
- ③ 3時間超～5時間以内

※放デイの時間区分③は、学校休業日のみ算定可能

※5時間を超える場合は延長支援加算で対応

#### (2) 児童指導員等加配加算

○配置形態（常勤・非常勤）や経験年数に応じた評価

- ① 常勤専従・経験5年以上
- ② 常勤専従・経験5年未満
- ③ 常勤換算・経験5年以上
- ④ 常勤換算・経験5年未満
- ⑤ その他従業者

※①～④は児童指導員等を配置した場合

#### (3) 専門的支援体制加算／専門的支援実施加算

○専門的支援加算と特別支援加算を統合

- ① 専門的支援体制加算：理学療法士等を配置
- ② 専門的支援実施加算：専門人材による個別・集中的な支援を計画的に実施

#### (4) 強度行動障害児支援加算

○強度行動障害支援者養成研修（実践）を修了した者が、支援計画を作成し、その計画をもとに支援を実施した場合に算定

※保育所等訪問支援でも算定可能

#### (5) 訪問支援員特別加算（保育所等訪問支援）

○一定の実務経験のある者を配置し、当該者が指定保育所等訪問支援を行った場合に算定

- ① 訪問支援員特別加算（Ⅰ）：業務従事10年以上の職員の場合
- ② 訪問支援員特別加算（Ⅱ）：業務従事5年以上の職員の場合

### 2 個別支援計画

#### (1) 記載内容の追加

○個別支援計画に以下の項目を記載

- ① 個々の障害児の日々の支援に係る計画時間
- ② 個々の障害児の日々の支援に係る延長支援時間等

### ③支援内容と5領域の関係性

#### (2)経過措置

- 令和6年4月30日までの利用児童は、令和6年10月30日までは、経過措置として「個別支援計画別表」を活用

※詳細は「【事務連絡】令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」をご確認ください。

### 3 県への届出

- 4月1日から加算を算定する場合、4月15日までに体制届を電子申請にて提出してください。
- 様式は決まり次第、HP及びメールにてお知らせします。